

平成 28 年 11 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社トランザクション  
代 表 者 名 代表取締役社長 石川 諭  
(銘柄コード 7818 : 東証第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 北山 善也  
電 話 03-6861-5577

## 新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 7 日開催の取締役会において、新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。また、当該新株式発行及び株式売出しに伴い、当社の親会社以外の支配株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

### 【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社グループは、一般雑貨製品・エコ雑貨製品・ヘルスケア&ビューティ雑貨製品の企画・デザインから生産（委託）・生産品質管理・販売までを一貫して行っており、顧客や市場の求める雑貨製品を主にエンドユーザーとなる企業向けに直接販売するカスタムメイド雑貨事業及び自社オリジナル雑貨製品を卸売業者向けに販売するオリジナル雑貨事業が主要な事業であります。

当社グループは、「成長戦略・効率化戦略・経営基盤強化」を中期経営計画（平成 27 年 8 月期～平成 29 年 8 月期）の基本方針として、既存事業の深耕・強化・成長、新規事業の拡大・開発に取り組んでおります。

これらの取り組みの中、欧米を中心として「V A P E（電子タバコ）」の利用者が急増していることに注目し、日本においても今後 V A P E 市場が拡大するとの考えのもと、平成 26 年 9 月に V A P E の個人輸入 E C サイトを立ち上げ、更に、認知度向上のため平成 27 年 6 月に東京都渋谷区に専門ショップ「vape studio」第 1 号店を出店いたしました。世界における市場規模はここ数年で急速な伸びをみせており、日本においても内外の大手たばこメーカーが加熱式たばこ等の取り扱いを開始するなど、V A P E に対する注目度が高まりつつあることから、今後市場環境は急速に変化するものと見込んでおります。

このような状況下、第 1 号店の販売好調を受けて、「vape studio」の多店舗展開による事業化を決定し、平成 28 年 8 月期において 3 店舗を出店いたしました。今後は、出店を加速させるため、首都圏を中心に、国内主要都市の駅前立地へ早期かつ優先的に出店することを計画しております。

今回の新株式発行は、新規事業である V A P E 事業において「vape studio」の新規出店のための設備資金及び商品拡充等のための運転資金を確保し、当社グループの主要事業とすべく成長させることに加え、既存事業においてオリジナル雑貨新製品の開発及び在庫の拡充、生産能力増強を目的とした工場の新設移転及び印刷機導入等のための資金を確保することで、当社グループの事業拡大、収益力の強化を目指すとともに、更なる成長に向けた財務基盤の強化を企図したものであります。

また、新株式発行と同時に当社株主を売出人とする当社株式の売出しを実施することにより、株式の分布状況の改善及び流動性の向上に資するものと考えております。

なお、今回の新株式発行及び当社株式の売出しが完了した場合には、当社は留保金課税の適用対象外となる予定であります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## I. 新株式発行及び株式売出し

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,200,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成28年11月15日(火)から平成28年11月18日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成28年11月22日(火)から平成28年11月28日(月)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 石川諭に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 800,000 株  
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 石 川 諭
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。  
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 28 年 11 月 24 日(木)から平成 28 年 11 月 29 日(火)のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 6 営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 石川諭に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 300,000 株  
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われぬ場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から 300,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 石川諭に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### 4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 300,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 平成 28 年 12 月 19 日（月）
- (6) 払込期日 平成 28 年 12 月 20 日（火）
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 石川諭に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

#### <ご参考>

##### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から 300,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、300,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 28 年 11 月 7 日（月）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式 300,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を平成 28 年 12 月 20 日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から平成 28 年 12 月 13 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、か

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

かる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

## 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	12,966,400株	(平成28年11月7日現在)
公募増資による増加株式数	1,200,000株	
公募増資後の発行済株式総数	14,166,400株	
第三者割当増資による増加株式数	300,000株	(注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	14,466,400株	(注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

## 3. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 2,676,180,000 円については、1,527,882,000 円を平成 31 年 10 月までに当社子会社株式会社トレードワークスが運営し、今後需要拡大が見込まれる V A P E（電子タバコ）事業の基盤強化を目的とした小売店舗出店に係る設備資金（758,900,000 円）及び在庫の保有・販売促進費用等の支払いに係る運転資金（768,982,000 円）に、370,000,000 円を平成 31 年 8 月までに株式会社トレードワークスのオリジナル雑貨新製品開発に必要な金型製作に係る設備資金（70,000,000 円）及び在庫保有に係る運転資金（300,000,000 円）に、156,000,000 円を平成 31 年 6 月までに当社の I T システム開発・整備及び本社フロアの拡張に係る設備資金に充当し、残額が生じた場合には、平成 31 年 8 月までに、当社子会社株式会社クラフトワークの工場の新設移転及び生産設備増強に係る設備資金（最大 524,000,000 円）、V A P E 事業に係る設備資金支出に伴う当社の短期借入金を含む金融機関への借入金の返済資金の順に各使途に充当する予定であります。

当社子会社による設備資金及び運転資金への充当については、その一部を当社から当該子会社への投融資を通じて行う予定であります。

本手取金につきましては、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

なお、当社の設備計画の内容については、平成 28 年 11 月 7 日現在（ただし、既支払額については平成 28 年 9 月 30 日現在）、以下のとおりとなっております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完成予定 年月	完成後 の増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
当社	本社 (東京都渋谷区)	-	I Tシステム(P C、サーバ)	96,000	-	自己資金 及び 増資資金	平成 28 年 12 月	平成 30 年 12 月	(注) 1. 2.
	本社 (東京都渋谷区)	-	I Tシステム(販売管理システム等)	20,000	-	自己資金 及び 増資資金	平成 28 年 9 月	平成 31 年 6 月	(注) 1. 3.
	本社 (東京都渋谷区)	-	本社設備	40,000	-	自己資金 及び 増資資金	平成 29 年 8 月	平成 29 年 8 月	(注) 1. 4.
(株) トランス	本社 (東京都渋谷区)	-	WEB販売システム・複合機	34,000	-	自己資金	平成 29 年 9 月	平成 30 年 12 月	(注) 1. 4.
(株) クラフト ワーク	工場 (埼玉県草加市)	-	印刷機器 (多色回転シ ルク機他)	24,000	-	自己資金 及び 増資資金	平成 28 年 6 月	平成 30 年 11 月	(注) 1. 5.
	工場 (埼玉県草加市)	-	工場設備	500,000	-	自己資金 及び 増資資金	平成 29 年 9 月	平成 30 年 2 月	(注) 1. 6. 7. 8.
(株) トレード ワークス	本社 (東京都渋谷区)	-	I Tシステム、工具器具等	70,000	-	自己資金 及び 増資資金	平成 28 年 9 月	平成 31 年 6 月	(注) 1. 9.
	vape studio 新宿駅西口店 (東京都新宿区)	-	電子タバコ 販売店舗	26,000	15,000	借入金 及び 増資資金	平成 28 年 9 月	平成 28 年 12 月	(注) 1. 10. 11.
	vape studio 赤坂見附駅店 (東京都港区)	-		14,645	-	借入金 及び 増資資金	平成 28 年 10 月	平成 28 年 11 月	
	vape studio 池袋駅東口店 (東京都豊島区)	-		20,600	-	借入金 及び 増資資金	平成 28 年 10 月	平成 29 年 3 月	
	vape studio 3 店舗 (東京都)	-		78,000	-	増資資金	平成 29 年 1 月	平成 29 年 8 月	
	vape studio 10 店舗 (未定)	-		260,000	-	増資資金	平成 29 年 9 月	平成 30 年 8 月	
	vape studio 15 店舗 (未定)	-		390,000	-	増資資金	平成 30 年 9 月	平成 31 年 10 月	

- (注) 1. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。
2. 全社 I Tシステムの維持・更新に係る、システム開発費・ソフトウェア及び機器等購入費用等であります。
3. 全社の販売管理システム等の維持・更新に係る、システム開発費及びソフトウェア購入費用等であります。
4. 労働環境の改善及び業務の効率化を目的として行う本社フロア拡張に伴い必要となる、備品購入・工事実施等のための諸費用であります(敷金及び保証金を含む)。
5. 主力製品の重要工程を内製化するために導入するもので、受注力、生産性の向上を見込んでおります。
6. 業務の効率化を目的とした工場の新設移転に係る費用等であり、将来の生産ライン、印刷機の増加による生産性向上の余地を見込んでおります。
7. 工場設備に係る投資額には土地の購入資金も含まれております。
8. 工場設備は当社が投資を行いますが、実際に使用する(株)クラフトワークの投資計画に含めるものとしております。
9. 業務の効率化を目的とした I Tシステムの維持・更新に係るシステム開発費及びソフトウェア購入費用、新製品開発促進のための金型投資、並びに展示会用什器購入のための費用であります。
10. V A P E 事業における実店舗の展開に係る、店舗内装・店舗什器の購入費用等であります(店舗賃借に係る敷金及び保証金を含む)。
11. 店舗賃借に係る敷金及び保証金の支払は当社が行いますが、事業運営主体である(株)トレードワークスの投資計画に含めるものとしております。
12. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

## (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

## (3) 業績に与える影響

今回の調達資金を、上記(1)に記載のとおり充当することにより、当社グループの中長期的な収益性の向上及び財務基盤の強化に資するものと考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### 4. 株主への利益配分等

##### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、恒常的な業績向上と業績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針としております。

株主に対する配当金につきましては、将来の事業拡大や収益向上を図るための資金需要ならびに財務の健全性を考慮した上で経営基盤を強化し、配当性向の向上を図る方針です。内部留保ならびにフリー・キャッシュフローにつきましては、グループ企業の事業基盤強化及び新製品の研究開発・増産体制構築等の投融資等に有効活用し、継続的かつ安定的な成長に努めてまいります。

##### (2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。なお、剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本的な方針としております。また当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる」旨を定款に定めており、また、「中間配当の基準日は毎年2月末日とする」旨につきましても定款に定めております。

##### (3) 内部留保資金の使途

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

##### (4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成25年 8月期	平成26年 8月期	平成27年 8月期	平成28年 8月期
1株当たり連結当期純利益金額	34.67円	30.27円	18.01円	55.26円
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	5.00円 (-1円)	6.50円 (-1円)	9.00円 (-1円)	14.00円 (-1円)
連結配当性向	14.4%	21.5%	50.0%	25.3%
自己資本連結当期純利益率	18.5%	14.2%	7.8%	21.6%
連結純資産配当率	2.7%	3.0%	3.9%	5.5%

- (注) 1. 平成25年5月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を、また平成27年8月1日付で株式1株につき2株の株式分割を各々行っております。1株当たり連結当期純利益金額及び1株当たり配当額については、当該株式分割が平成25年8月期の期首に行われたと仮定して算定した数値です。
2. 連結配当性向は、1株当たり配当額を1株当たり連結当期純利益金額で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純利益）を自己資本（純資産合計から新株予約権を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり配当額を1株当たり連結純資産額（期首と期末の平均）で除した数値です。なお、算出時の1株当たり連結純資産額については、上記（注）1.に記載の株式分割が平成25年8月期の期首に行われたと仮定しております。
5. 平成26年8月期の1株当たり配当額6.5円には、上場市場変更記念配当1円（株式分割調整後）を含んでおります。また、平成27年8月期の1株当たり配当額9円には、東証一部指定記念配当1円50銭を含んでおります。
6. 平成28年8月期の数値は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。なお、今回の公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数（14,466,400株）に対する下記の新株式発行予定残数の比率は1.7%となる見込みであります。

ストックオプション付与の状況（平成28年11月7日現在）

発行決議日	新株式発行 予定残数	新株予約権の行 使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成28年1月25日	249,000株	563円	282円	平成29年12月1日から 平成31年8月31日まで

### (3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

#### ②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成26年8月期	平成27年8月期	平成28年8月期	平成29年8月期
始 値	750円	917円 □636円	489円	1,310円
高 値	950円	1,548円 □642円	1,743円	2,160円
安 値	680円	830円 □456円	422円	1,287円
終 値	903円	1,291円 □496円	1,327円	1,827円
株価収益率	14.9倍	27.5倍	24.0倍	一倍

- (注) 1. 株価は、平成26年3月16日までは東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるもの、平成26年3月17日以降平成27年3月5日までは東京証券取引所市場第二部におけるもの、平成27年3月6日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものです。  
2. 平成27年8月期の□印は株式分割（平成27年8月1日付で株式1株を2株に分割）による権利落後の株価を示しております。  
3. 平成29年8月期の株価については、平成28年11月4日（金）現在で表示しております。  
4. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額（平成28年8月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。）で除した数値です。

#### ③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



#### (4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である石川諭並びに当社株主である石川葵、石川新及び石川智香子は、野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## II. 親会社以外の支配株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

平成 28 年 11 月 7 日開催の取締役会において決議した前記「I. 新株式発行及び株式売出し」に記載の新株式発行及び株式売出しに伴い、当社の親会社以外の支配株主である石川 諭が支配株主でなくなることが見込まれるものであります。

### 2. 異動する株主の概要

- (1) 氏名 石川 諭
- (2) 住所 東京都大田区
- (3) 当社との関係 当社代表取締役社長

### 3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属 性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	合 計
異 動 前 (平成28年11月7日現在)	親会社以外の支配株主	52,170 個 (40.24%)	26,605 個 (20.52%)	78,775 個 (60.77%)
異 動 後	主要株主	44,170 個 (31.19%)	26,605 個 (18.78%)	70,775 個 (49.97%)

(注) 1. 異動前の議決権所有割合は、平成 28 年 8 月 31 日現在の総株主の議決権の数 129,638 個を基準に算出しております。

2. 異動後の議決権所有割合は、(注) 1. で用いた総株主の議決権の数 129,638 個に前記「I. 新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集により増加する議決権の数 12,000 個を加算した総株主の議決権の数 141,638 個を基準に算出しております。

### 4. 異動予定年月日

前記「I. 新株式発行及び株式売出し 2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しの受渡期日。

### 5. 今後の見通し

当該異動による当社の経営及び業績への影響はありません。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。